

特定非営利活動法人 日本ベビリック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ベビリック協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、親子に対して、安心して運動できる場所と環境を提供する事業を行い、スポーツやレクリエーション活動を通じて心身の健康を増進するとともに、親子の絆の強化および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 親子向けスポーツ関連事業
- ② 子育て支援・子育て交流事業
- ③ 指導者育成事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 応援会員 この法人の事業に参加し、この法人を応援する意思を持って入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込み、理事会の同意を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。また、代表理事以外の理事のうち、副代表理事1人を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
なお、副代表理事を置かない場合、代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の監事が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に理事にあっては理事会において、監事にあっては総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事は理事会の議決を経て、監事は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山南美沙子
理事	平峰 美子
同	岡本 みゆ
同	中澤 一弥
同	前井 和輝
監事	山南 裕哉

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	5,000円
正会員会費	0円
(2) 賛助会員入会金	10,000円
賛助会員会費	1口 年額 10,000円
(3) 応援会員入会金	0円
応援会員会費	月額 300円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 日本ベビリック協会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	やまなみ みさこ 山南美沙子		無
理事	なかざわ かずや 中澤一弥		無
理事	ひらみね ふみこ 平峰美子		無
理事	おかもと みゆ 岡本みゆ		無
理事	まえい かずき 前井和輝		無
監事	やまなみ ゆうや 山南裕哉		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人日本ベビリック協会

設立代表者 山南 美沙子

1 趣旨

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化に伴い、育児家庭の孤立感や不安の増加という声があります。現代の子育て環境では、親が子育てにさまざまな不安を抱えていても「どこに相談したら良いかわからない」という状況が珍しくありません。特に乳幼児を育てる母親は、自宅に閉じこもりがちで周囲からのサポートが乏しく、心理的な孤立を深めやすい現状があります。一方で、幼児期の子どもたちの身体活動量は減少傾向にあり、文部科学省の調査によれば約2割の子どもが3歳頃まで十分に体を動かす遊びを経験していないことという調査結果があります。こうした背景から、親子のふれあいや育児支援の新たな形が求められています。

上述の背景に関連して、いくつかの課題が顕在化しています。まず、育児期の育児を担う保護者の孤立と心身の不調が大きな問題となっています。周囲に相談できず孤立した母親は、産後うつを発症するリスクが高まり、最悪の場合、自殺や児童虐待につながる恐れという声があります。実際、深刻な精神的問題により命を絶つケースや育児放棄を防ぐため、オンラインで継続支援を行うNPO法人が存在するほど、保護者のメンタルケアは重要な課題です。母親が「自分なんて…」と悲観的な思いに陥ることは育児にも悪影響を与え、親子双方の健やかな生活を阻害します。

次に、幼児の運動不足と発達への影響も深刻です。運動遊びの機会が減った子どもは、体力や運動能力の低下だけでなく、意欲や気力の減退、対人関係の発達への影響も懸念されています。幼児期に十分な身体活動の経験を積めないことは、将来にわたって健康面で不利になる可能性も指摘されており、親子で体を動かす機会が不足することが子どもの心身の健全な発達を妨げる要因となっています。こうした問題に対処するためにも、親子が一緒に参加できる運動や交流の場を提供し、母親の心身のリフレッシュと子どもの健やかな成長を同時に支援する取り組みが必要です。

日本ベビリック協会が目指すのは、親子が笑顔で健やかに暮らせる社会の実現です。その理想像は、たとえば「産後ケアに出会えるのが決して『偶然』ではない社会」であり、育児中の母親が孤立せず必要な支援に当たり前にアクセスでき、親子で安心して参加できる活動が地域に根付く社会です。また、幼児期からの親子の触れ合いや運動習慣が広がり、子どもたちの心身の発達を社会全体で見守り促進する環境を作りたいと考えています。これは国全体で「子どもを産み育てやすい社会を形成する」ことを目指す流れとも合致しており、私たちの活動を通じて地域社会が子育て家庭を温かく支え合う仕組みづくりに貢献したいと考えています。

これまで任意団体として、当団体が開発した、大阪発の親子向け運動プログラム「ベビリック」の普及活動に取り組んできました。代表者はベビーマッサージやベビーヨガ、産後ヨガ、キッズヨガなどの資格を取得し、親子が心身ともに健やかになれるエクササイズを研究・開発して

きました。このプログラムは「赤ちゃんと一緒に楽しく体を動かし、ママの産後ダイエットにもつながる」エクササイズとして誕生し、大阪で定期教室を開催するなかで多くの親子に喜ばれてきました。参加者からは「子どもと一緒に運動できてうれしい」「育児のリフレッシュになる」という声が寄せられ、親子の絆づくりと健康増進に貢献しています。近年では活動の輪が広がり、東京・千葉・富山など他地域でも教室の開講やイベントを実施し、地域の子育て支援団体や公共施設との協働も生まれつつあります。これまでの任意団体としての活動を通じて、親子運動プログラム「ベビリック」の有効性とニーズの高まりを実感すると同時に、さらなる発展の基盤を築いてきました。

こうした実績を踏まえ、今後は活動を一層拡大し、持続可能なものとするために特定非営利活動法人（NPO 法人）格の取得を目指します。法人格を取得することで、行政や教育機関、ほかの子育て支援団体ともこれまで以上に連携を深め、地域ぐるみで子育て支援ネットワークを構築しやすくなります。また、社会的にも広く認知されることで地域の皆様からの信頼を得やすくなり、協賛企業や支援者の協力を得て活動資金や人材を安定的に確保できることが期待されます。さらに、営利を目的としない法人であることを明確にすることで、より多くの市民がボランティアや会員として参画しやすくなり、活動の裾野を広げることが可能です。任意団体では対応が難しかった課題（各種助成金への応募、公的施設での事業実施、指導者の育成と認定制度の整備など）にも、法人化によって取り組みやすくなります。以上の理由から、当協会は日本ベビリック協会を NPO 法人化し、「親子の笑顔と健やかな成長を支える社会」の実現に向けて一層の飛躍を図りたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

令和4年 7月 任意団体「ベビリック」発足

大阪市内レンタルスタジオで親子運動教室を開始

令和4年11月 大阪府立体育会館（エディオンアリーナ大阪）の依頼により週1回の定期教室を開講

令和5年 3月 イオングループ運営の子育て施設にて月1回の定期教室を開始

令和5年 5月 なんばパークス8階スタジオで月1回の定期教室を開始

令和5年10月 アスト株式会社主催の子育て支援イベント「体育の会」を年間担当

令和6年 7月 みさきピッコロ保育園で出張レッスンを実施

令和6年 7月 天子助産院で月1回の出張レッスンを開始

令和6年12月 活動拡大に伴い法人格取得の必要性を認識し、NPO 法人化に向けた書類作成等の準備を開始

令和7年 1月 東京・千葉で新教室を開講

令和7年 2月 富山で新教室を開講

令和7年 5月 設立総会を開催

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人日本ベビリック協会

I 事業の実施方針

本年度は、親子が安心して運動し、交流を深める環境づくりを最重点課題とし、育児支援と健康増進を両立させるためのプログラムを展開します。具体的には、親子向けスポーツ関連事業、子育て支援・子育て交流事業、指導者育成事業の3本柱を中心に、地域に根ざした実践的かつ持続可能な活動体制を構築します。すべての事業は、参加者のニーズに応じ柔軟に運営し、また、運営の透明性と信頼性を高めるため、定期的な評価と見直しを実施する方針です。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 親子向けスポーツ関連事業

【内 容】 親子向け運動教室「ベビリック」を実施します。親子が共に楽しく体を動かし、心身の健康増進と親子の絆の強化を図ることを目的とします。また、運動後に育児相談の窓口を設け、参加者の不安や悩みを軽減する支援も行います。

【実施場所】 地域の子育て支援センター、公共施設および協会指定の施設

【実施日時】 毎週月曜日 / 第2・4日曜日 午前10時～11時・11時～12時（年間144回）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 2,400千円（参加費@2千円×150組×8ヵ月）

【費 用】 1,984千円（給与@1日6千円×12回×8ヵ月×2名=1,152千円、
施設利用費 433千円、会議費 72千円、広告費 108千円、
消耗品費 21千円、備品費 54千円、旅費交通費 144千円）

(2) 子育て支援・子育て交流事業

【内 容】 親子交流イベントの実施や、子供が遊べる場所を提供し、子供の運動不足解消および、保護者同士の情報共有や交流を促進します。オンラインおよび対面での育児相談、講演会、ワークショップ、SNS などを通じ、子育てに関する支援体制を充実させるとともに、孤立しがちな保護者に安心できるネットワークの形成を目指します。

【実施場所】 協会指定の施設、またはオンライン

【実施日時】 年2回（各回1日、半年に1回のペース）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 200千円（参加費@2千円×2回×50組）

【費 用】 82千円（給与@1日3千円×2名×2回=12千円、
施設利用費 36千円、会議費 6千円、広告費 9千円、
消耗品費 2千円、備品費 5千円、旅費交通費 12千円）

(3) 指導者育成事業

【内 容】 「ベビリック」プログラムの質の向上と普及を目的として、育成研修会を実施し、専門インストラクターの認定制度を導入します。保育士、フィットネストレーナー、既存のインストラクターなどを対象に、定期的な研修を行い、指導者のス

キルアップとネットワーク構築を図ります。

【実施場所】 協会指定の施設、またはオンライン

【実施日時】 月1回（年12回）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 96千円（参加費2千円×6名×8ヵ月）

【費 用】 80千円（給与@1日6千円×1名×8ヵ月＝48千円、
施設利用費 17千円、会議費 3千円、広告費 4千円、
消耗品費 1千円、備品費 1千円、旅費交通費 6千円）

2 その他の事業

(1) 物品販売事業

【内 容】 ユニフォームの販売

【収 益】 80千円（物品販売代）

【費 用】 48千円（給与 16千円、荷造運賃 8千円、仕入費 24千円）

【実施場所】 法人事務所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 法人事業参加者

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特特定非営利活動法人日本ベビリック協会

I 事業の実施方針

本年度も、親子が安心して運動し、交流を深める環境づくりを最重点課題とし、育児支援と健康増進を両立させるためのプログラムを展開します。具体的には、親子向けスポーツ関連事業、子育て支援・子育て交流事業、指導者育成事業の3本柱を中心に、地域に根ざした実践的かつ持続可能な活動体制を構築します。すべての事業は、参加者のニーズに応じ柔軟に運営し、また、運営の透明性と信頼性を高めるため、定期的な評価と見直しを実施する方針です。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 親子向けスポーツ関連事業

【内 容】 親子向け運動教室「ベビリック」を実施します。親子が共に楽しく体を動かし、心身の健康増進と親子の絆の強化を図ることを目的とします。また、運動後に育児相談の窓口を設け、参加者の不安や悩みを軽減する支援も行います。

【実施場所】 地域の子育て支援センター、公共施設および協会指定の施設

【実施日時】 毎週月 / 水 / 土 / 日曜日 午前10時～11時・11時～12時（年間360回）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 7,440千円（参加費@2千円×310組×12ヵ月）

【費 用】 4,606千円（給与@1日6千円×16回×12ヵ月×3名=3,456千円、
施設利用費 550千円、会議費 108千円、広告費 163千円、
消耗品費 32千円、備品費 81千円、旅費交通費 216千円）

(2) 子育て支援・子育て交流事業

【内 容】 親子交流イベントの実施や、子供が遊べる場所を提供し、子供の運動不足解消および、保護者同士の情報共有や交流を促進します。オンラインおよび対面での育児相談、講演会、ワークショップ、SNS などを通じ、子育てに関する支援体制を充実させるとともに、孤立しがちな保護者に安心できるネットワークの形成を目指します。

【実施場所】 協会指定の施設、またはオンライン

【実施日時】 年2回（各回1日、半年に1回のペース）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 200千円（参加費@2千円×2回×50組）

【費 用】 82千円（給与@1日3千円×2名×2回=12千円、
施設利用費 36千円、会議費 6千円、広告費 9千円、
消耗品費 2千円、備品費 5千円、旅費交通費 12千円）

(3) 指導者育成事業

【内 容】 「ベビリック」プログラムの質の向上と普及を目的として、育成研修会を実施し、専門インストラクターの認定制度を導入します。保育士、フィットネストレーナー、既存のインストラクターなどを対象に、定期的な研修を行い、指導者のス

キルアップとネットワーク構築を図ります。

【実施場所】 協会指定の施設、またはオンライン

【実施日時】 月1回（年12回）

【事業の対象者】 1歳～4歳前後の乳幼児とその保護者

【収 益】 144千円（参加費2千円×6名×12ヵ月）

【費 用】 119千円（給与@1日6千円×1名×12ヵ月＝72千円、
施設利用費 25千円、会議費 4千円、広告費 6千円、
消耗品費 1千円、備品費 2千円、旅費交通費 9千円）

2 その他の事業

(1) 物品販売事業

【内 容】 ユニフォームの販売

【収 益】 120千円（物品販売代）

【費 用】 72千円（給与 24千円、荷造運賃 12千円、仕入費 36千円）

【実施場所】 法人事務所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 法人事業参加者

法人名： 特定非営利活動法人日本ベビリック協会

活動予算書

成立の日 ～ 令和8年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金(@5000×10)	50,000	0	50,000
正会員会費	0	0	0
賛助会員入会金	0	0	0
賛助会員会費	0	0	0
応援会員入会金	0	0	0
応援会員会費(@300×39×8か月)	93,600	0	93,600
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
親子向けスポーツ関連事業収益	2,400,000	0	2,400,000
子育て支援・子育て交流事業収益	200,000	0	200,000
指導者育成事業収益	96,000	0	96,000
物品販売事業収益	0	80,000	80,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	2,839,600	80,000	2,919,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,212,000	16,000	1,228,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	1,212,000	16,000	1,228,000
(2) その他経費			
施設利用料	486,000	0	486,000
会議費	81,000	0	81,000
広告費	121,000	0	121,000
消耗品費(通信・事務用品)	24,000	0	24,000
備品費(レッスン用道具)	60,000	0	60,000
旅費交通費	162,000	0	162,000
減価償却費	0	0	0
荷造運賃	0	8,000	8,000
仕入費	0	24,000	24,000
その他経費計	934,000	32,000	966,000
事業費計	2,146,000	48,000	2,194,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	30,000	0	30,000
雑費	250,000	20,000	270,000
その他経費計	280,000	20,000	300,000
管理費計	280,000	20,000	300,000
経常費用計	2,426,000	68,000	2,494,000
当期経常増減額	413,600	12,000	425,600
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0

2. 過年度損益修正損	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
經理区分振替額	12,000	△ 12,000	0
当期正味財産増減額	425,600	0	425,600
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			425,600

法人名： 特定非営利活動法人日本ベビリック協会

活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和9 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金(@5000×10)	50,000	0	50,000
正会員会費	0	0	0
賛助会員入会金	0	0	0
賛助会員会費	0	0	0
応援会員入会金	0	0	0
応援会員会費(@300×39×12か月)	140,400	0	140,400
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 事業収益			
親子向けスポーツ関連事業収益	7,440,000	0	7,440,000
子育て支援・子育て交流事業収益	200,000	0	200,000
指導者育成事業収益	144,000	0	144,000
物品販売事業収益	0	120,000	120,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	7,974,400	120,000	8,094,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,540,000	24,000	3,564,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	3,540,000	24,000	3,564,000
(2)その他経費			
施設使用料	611,000	0	611,000
会議費	118,000	0	118,000
広告費	178,000	0	178,000
消耗品費(通信・事務用品)	35,000	0	35,000
備品費(レッスン用道具)	88,000	0	88,000
旅費交通費	237,000	0	237,000
減価償却費	0	0	0
荷造運賃	0	12,000	12,000
仕入費	0	36,000	36,000
その他経費計	1,267,000	48,000	1,315,000
事業費計	4,807,000	72,000	4,879,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	30,000	0	30,000
雑費	100,000	20,000	120,000
その他経費計	130,000	20,000	150,000
管理費計	130,000	20,000	150,000
経常費用計	4,937,000	92,000	5,029,000
当期経常増減額	3,037,400	28,000	3,065,400
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0

2. 過年度損益修正損	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
經理区分振替額	28,000	△ 28,000	0
当期正味財産増減額	3,065,400	0	3,065,400
前期繰越正味財産額			425,600
次期繰越正味財産額			3,491,000